菅平発電所大規模改修工事　リスク分担表

本リスク分担表は、長野県（以下「県」という。）が契約書（案）における県及び事業者間の責任及び損害等の分担について、主要な条件をリスク分担表として示すものである。なお、本リスク分担表と契約書（案）の間に矛盾又は齟齬がある場合、契約書（案）が優先して適用される。
また、本リスク分担表で用いる用語の定義については、特段の定めがない限り、募集要項等に従うものとする。

○＝リスクが顕在化した場合に原則として負担を負う者
△＝リスクが顕在化した場合の負担が，主負担者に比べて少ない又は限定的に負担を負う者

リスクの種類		No.	主なリスクの内容	負担者		補足説明
				県	事業者	
募集要項リスク		1	募集要項等の誤り	○		
		2	一切の応募費用の負担		○	本事業の募集スケジュール等の変更により、応募費用が増額した場合も含む。
法制度・政治関連リスク	法制度・法令変更リスク	3	本事業に係る関係法令・許認可の変更等	○		但し、事業者による増加費用の発生防止手段を合理的に期待できないと認められる場合に限る。
		4	本事業のみならず広く一般に適用される関係法令・許認可の変更等		○	
	許認可取得リスク	5	県が取得すべき許認可の不取得・取得遅延等	○	△	事業者による書類作成上の不備・遅延に起因して生じたものは事業者負担とする。 流水の占用許可等の許認可が取得できず事業継続ができなくなった場合は、当該時点での出来高を限度として清算し、契約を解除する。
		6	事業者が取得すべき許認可の不取得・取得遅延等		○	
	税制変更リスク	7	民間の利益に課せられる、税制度の変更(例：法人税率等の変更)		○	
		8	上記以外の税制度の変更及び新税の設立等	○		
	政治リスク	9	政策の変更等による本事業の中止	○		
社会リスク	住民問題リスク	10	本事業を実施することに対する住民反対運動・訴訟等に関するもの	○		
		11	住民反対運動・訴訟等のうち事業者に帰責するもの		○	
	環境問題リスク	12	事業者が行う建設業務に起因する有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの	△	○	募集要項等から事業者が合理的に予見しえなかったものは県負担とする。
	第三者賠償リスク	13	県の帰責により発生する事故等に関するもの	○		
		14	事業者の帰責により発生する事故等に関するもの		○	
		15	事業者が行う建設業務に伴い通常避けられない騒音・振動・地盤沈下に関するもの	○		
		16	事業者が行う建設業務に起因する、上記以外の騒音・振動・地盤沈下に関するもの		○	
経済リスク	物価変動リスク	17	インフレ／デフレに伴う費用増減（一定範囲以内）		○	一定範囲は、長野県建設工事標準請負契約約款の規定に準拠し、本事業の契約書（案）で示す。
		18	インフレ／デフレに伴う費用増減（一定範囲を超える部分）	○		同上
	金利変動リスク	19	事業者による資金調達が必要な場合の金利の変動に伴う費用増減		○	事業者による建設業務の実施に必要な運転資金の調達に伴う金利変動を想定
債務不履行リスク	事業者の債務不履行リスク	20	県の帰責による事業破綻、契約放棄、契約不履行	○		
		21	事業者の帰責による事業破綻、契約放棄、契約不履行		○	
不可抗力リスク		22	不可抗力により生じる費用増加又は損害、修復のための事業遅延・中止等	○	△	負担割合は、長野県建設工事標準請負契約約款の規定に準拠し、本事業の契約書（案）で示す。
計画・設計リスク	測量・調査リスク	23	県による測量・調査結果に責があるもの	○		事業者が通常行うべき測量・調査結果の確認を怠った場合は、事業者負担とする。
		24	事業者による測量・調査結果に責があるもの		○	
	設計リスク	25	県の提示条件や指示の不備または変更による設計変更	○		
		26	事業者の判断の不備による設計変更		○	
建設リスク	用地リスク	27	改修工事の実施にあたり、県有地以外の用地を必要とする場合の工事用地の確保		○	
		28	募集要項等からは予見できない工事用地の土壌汚染・埋蔵物等の存在による費用の増加（事業者が工事用地を確保した場合は除く）	○		
	工事遅延・完工不能リスク	29	工事が定められた期日より遅延し、又は完工しない場合	△	○	天候の不良、関連工事の調整への協力、その他事業者の責めに帰することができないと県が認めたものは、県負担とする。
	施工監理リスク	30	施工管理又は工事監理に関するもの		○	
	コスト・オーバーランリスク	31	県の指示による建設工事費の増大及び予算超過	○		
		32	上記以外の建設工事費の増大及び予算超過		○	
要求水準不適合リスク		33	性能等の要求水準不適合		○	「FIT・FIP認定の取得」のための更新・改修・補修及び必要な書類作成についての要求水準不適合も含む。なお、同不適合の場合の責任及び損害等の分担については、契約書（案）で示す。